

# 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針

令和4年8月31日 デジタル庁  
(令和4年7月7日作成)

## 1. 目的

- 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書には、機能標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）（以下「標準化法」という。）第6条に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に基づき作成する標準仕様書（以下「機能要件標準仕様書」という。）及び共通標準化基準（標準化法第7条に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に基づき作成する標準仕様書（以下「共通標準仕様書」という。）がある。
- 本方針は、それぞれの標準仕様書は相互に影響を与えるものであることから、標準仕様書間の整合性を確保するため、標準仕様書のバージョンとそれらの対応関係を管理する統一的なルールを定めるものである。

## 2. 共通事項

### (1) 標準仕様書の版

- 標準仕様書の版は、整数部分と少数部分で表記する。
- 標準仕様書を更新する場合には、版を繰り上げる（以下「バージョンアップ」という）。
- 版の整数部分について、繰り上げることをメジャーバージョンアップといい、版の少数部分について、繰り上げることをマイナーバージョンアップという。
- なお、マイナーバージョンアップが同一のメジャーバージョンアップの中で10回以上行われた場合は、それ以降は小数点を2桁にする。

(例)

1.0版→1.1版→1.2版→・・・→1.9版→1.10版→1.11版→・・・→2.0版→2.1版→・・・2.9版→2.10版→・・・

### (2) バージョンアップの履歴

- バージョンアップを行った日付を履歴として管理し、すべての標準仕様書には、表紙の次に、改訂履歴の欄を設ける。

### (3) 標準仕様書 ID

- 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種 ID の管理方針（令和 4 年 7 月策定）「2. 標準仕様書 ID」を参照すること。

## 3. 全体バージョン管理

- デジタル庁は、標準仕様書間の整合性を確保するため、「地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書に係る全体バージョン管理」（以下「全体バージョン管理」という。）を定める。
- 全体バージョン管理のメジャーバージョンアップは、次に掲げるいずれかの場合に該当するときに行う。
  - (a) 新たな機能要件標準仕様書が作成される場合
  - (b) ある機能要件標準仕様書の更新により他の機能要件標準仕様書を更新する場合
  - (c) 共通標準仕様書のメジャーバージョンアップがされる場合
- 全体バージョン管理のマイナーバージョンアップは、上記以外の場合に、標準仕様書のメジャーバージョンアップ又はマイナーバージョンアップが行われる場合に行う。

## 4. 標準仕様書におけるバージョン管理

### (1) 機能要件標準仕様書

- 機能要件標準仕様書のメジャーバージョンアップは、機能要件標準仕様書の更新により、共通標準仕様書の更新を行う必要がある場合に行う。
- 機能要件標準仕様書のマイナーバージョンアップは、上記以外の場合に行う。

### (2) 共通標準仕様書

- ① 地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書
  - (a) 地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書（以下「データ要件・連携要件の標準仕様書」という。）のメジャーバージョンアップは、次の場合に行う。
    - (ア) 共用データリストに規定するデータ項目を作成（C）する標準化対象事務のシステムが当該データ項目を追加、修正又は削除する場合（情報連携に影響を与えない場合を除く。）

- (イ) 文字要件の追加、修正又は削除する場合
- (ウ) 連携要件の標準における技術仕様を追加、修正又は削除する場合
- (エ) その他データ要件・連携要件の標準仕様書の更新により他の標準仕様書の更新を行う必要がある場合

- (b) データ要件・連携要件の標準仕様書のマイナーバージョンアップは、上記①(a)以外の場合に行う。

## ② ①以外の共通標準仕様書

- (a) ①以外の共通標準仕様書のメジャーバージョンアップは、当該共通標準仕様書の更新により、他の標準仕様書の更新を行う必要がある場合に行う。
- (b) ①以外の共通標準仕様書のマイナーバージョンアップは、上記②(a)以外の場合に行う。

## 5. 標準仕様書のバージョンアップのためのスケジュールの作成

### (1) 機能要件標準仕様書

- 機能要件標準仕様書の変更は、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月。以下「基本方針」という。）5.1.2に基づき行う。
- 基本方針 5.1.2.1 及び 5.1.2.2 に規定するスケジュールには、次に掲げる時期を記載する。
  - ① 機能標準仕様書のバージョンアップ案を地方公共団体や関係する事業者、関係府省に意見照会を行う時期
  - ② 機能標準仕様書のバージョンアップを公布する時期及び施行する時期
  - ③ 全体バージョン管理のバージョンアップを公布する時期及び施行する時期
  - ④ バージョンアップをした機能標準仕様書に準拠する標準準拠システムを地方自治体が利用開始する時期
- 制度所管府省は、機能要件標準仕様書のバージョンアップを完了した場合には、速やかにデジタル庁に報告をするものとし、デジタル庁は、3. に示すとおり、全体バージョン管理のバージョンアップを行う。

### (2) 共通標準仕様書

- 共通標準仕様書の変更は、基本方針 5.2.1 に基づき行う。

- デジタル庁及び総務省は、共通標準仕様書のバージョンアップが必要な場合は、速やかに制度所管府省と協議し、共通標準仕様書のバージョンアップのためのスケジュールを作成する。
- 当該スケジュールは、機能標準仕様書のバージョンアップのためのスケジュールと同様の項目を記載する。
- デジタル庁及び総務省は、共通標準仕様書のバージョンアップを完了した場合には、3. に示すとおり、全体バージョン管理のバージョンアップを行う。

以上